

6 建 築 第 7 2 6 号

平成 2 6 年 4 月 3 0 日

京都府域を業務区域とする指定確認検査機関 代表者 様

京都府建設交通部建築指導課長

近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集に係る運用について（通知）

平素は、京都府の建築行政の推進に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
さて、近畿建築行政会議総則部会では、建築確認・検査に当たって、近畿圏内における建築基準法令の統一的運用を図るため、「近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集」を出版することになりました。

この度、本府において、下記のとおり適用することとしますので通知します。

記

1 適用日 平成 2 6 年 5 月 1 日から

※平成 2 6 年 5 月 1 日以降に確認申請（計画変更も含む）がなされる建築物に適用する。

2 「建築法令実務ハンドブック」改訂までの間の運用（平成 2 6 年 6 月 1 日まで）

現在「建築法令実務ハンドブック（改訂 2 版）」の改訂作業を行っておりますが、改訂されるまでの間の運用として、「近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集」と現行の建築法令実務ハンドブック（改訂 2 版）との取扱いに相違がある場合は、「近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集」の取扱いを先行して適用することとします。